

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」の公布・施行を踏まえた  
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについて

本日、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号。以下「法」という。）が公布・施行されました。当該法を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）のうち低所得世帯支援枠等を活用して各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支給する給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）の取扱いについて、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 差押禁止等及び非課税となる給付金について

(1) 概要

法第2条に規定される「物価高騰対策給付金」として市町村が低所得者世帯（本事務連絡1（2）で規定する世帯をいう。以下同じ。）へ支給する給付金（7万円を上限とする。）については、差押禁止等及び非課税の対象となります。

(2) 物価高騰対策給付金の受給世帯

物価高騰対策給付金を受給できる対象世帯は、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））（以下「緊急支援給付金」という。）における対象者に準じて、低所得世帯支援枠を財源として又は低所得世帯支援枠及び令和5年11月29日に推奨事業メニュー分として通知した交付限度額（5,000億円）を財源として各市町村が支給する給付金の支援対象世帯のうち以下に掲げるいずれかの世帯（以下「低所得者世帯」という。）となります。

①令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下③において「住民税非課税世帯」という。）

②令和4年1月以降の家計急変世帯

緊急支援給付金において支給対象とされていた令和4年1月以降の家計急変世帯

③令和5年1月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和6年1月以降となる場合は、令和5年12月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

(3) 差押禁止等及び非課税の対象となる給付金の上限額について

上限額は7万円です。

(4) 留意事項

上記(2)及び(3)は、法第2条1項における「世帯に属する全ての者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し7万円を上限とする給付金」を具体的にお示しするものです。市町村が低所得世帯支援枠等を活用して実施する低所得世帯に対する支援の支援方法、支援対象世帯及び支援額等は、これまでどおり地域の実情に応じて、各市町村で検討していただくものであることに変更はありませんので、ご注意ください。

## **2. 低所得者世帯等への周知等**

(1) 低所得者世帯等への周知について

物価高騰対策給付金を受給する低所得者世帯に対して、支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となる旨を、給付に係る決定通知書や確認書などの個別通知書、各市町村のホームページや広報誌等で、周知されるようお願いします。

(注) 周知に当たっては、以下の点にご留意願います。

- ・物価高騰対策給付金に該当するもの以外の給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となりません。そのため、物価高騰対策給付金に該当するものとそれ以外の給付金について、事業名称や給付金名称等を区別したり、受給する低所得者世帯に対して差押禁

止等及び非課税の対象となる金額を案内するなど、受給した給付金のうち差押禁止等及び非課税の範囲が明確となるよう分かりやすい方法により周知をお願いします。

- ・各市町村の支給に当たっては、給付金が振り込まれた預貯金口座の表示において確認が行えるよう、例えば、振込名義人を事業名称や給付金名称等にするなどの対応をお願いします。

## (2) 物価高騰対策給付金に係る事業名称・給付金名称等の報告

### 1) 概要

物価高騰対策給付金として各市町村が支給する給付金について、各市町村が低所得者世帯に対して周知する個別通知書、ホームページや広報誌等において用いている事業名称や給付金名称等の一覧を内閣府ホームページに掲載しますので、随時、別紙2の報告様式により、事業名称や給付金名称等が確定した段階で内閣府まで報告して下さい。全市町村が対象となりますので、必ず報告をお願いします。

### 2) 報告方法・提出先

事業名称・給付金名称等の報告は、各市町村から以下の提出先まで、メールにて提出してください。

提出先メールアドレス：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「市区町村コード（半角5桁）+\_（半角アンダーバー）+都道府県名+\_（半角アンダーバー）+市町村名+\_（半角アンダーバー）+名称等報告\_r5 補正以降」としてください。

例) メール件名：「01100\_北海道\_札幌市\_名称等報告\_r5 補正以降」、「01202\_北海道\_函館市\_名称等報告\_r5 補正以降」など

ファイル名：「01100\_北海道\_札幌市\_名称等報告\_r5 補正以降.xlsx」、「01202\_北海道\_函館市\_名称等報告\_r5 補正以降.xlsx」など

### <関連資料>

別紙1 令和5年11月29日官報（号外特第72号）抄

別紙2 事業名称・給付金名称等報告様式